

建設水道委員会（条例・特会・企業会計）

第6号議案ほか11件につきまして、建設水道委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

第14号議案「平成30年度長崎市駐車場事業特別会計予算」について

委員会においては、

- ・桜町駐車場の利用者に占める市役所来庁者の割合と当該来庁者の駐車場料金を減免する考え、
- ・今後老朽化していく市営駐車場の更新及び廃止の考え方、
- ・市民会館地下駐車場と新市庁舎に整備予定の地下駐車場を一体化する考えの有無についてただすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第22号議案「平成30年度長崎市水道事業会計予算」について

委員会においては、

- ・企業債について、繰上償還を行う考えと補償金免除にかかる国への要望状況、
- ・今後、水道料金の値上げが行われる可能性、
- ・水道施設統合整備事業のメリットと市民への周知状況、
- ・アセットマネジメント支援情報システム構築事業について、受注可能な市内業者の有無、
- ・漏水防止対策事業の効果についてただすなど、

内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第23号議案「平成30年度長崎市下水道事業会計予算」について

委員会においては、

- ・下水道の普及率と最終目標、
 - ・今後老朽化した下水道施設を維持・更新するための財源確保策、
 - ・産学官共同で取り組んでいる下水汚泥処理に係る新技術実証事業について、これまでの成果と当該技術の全国へのPR状況、
 - ・中部下水処理場の現状と廃止後の跡地活用策についてたすなど
- 内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第40号議案「長崎市公園条例の一部を改正する条例」について

今回の改正は、施設の老朽化等を総合的に 勘案し、野母崎総合運動公園水泳プールを廃止しようとするものです。

委員会においては、

- ・同プールは、これまで長きにわたり市民から親しまれてきており、廃止の手続きは地域の 理解を得ながら慎重に進めていく必要があることから、地域住民や施設利用者への説明状況についてたしました。

この点 理事者から、

- ・地域住民に対しては、連合自治会に対して 説明を行うとともに、公共施設マネジメントにかかる地域説明会の中でも説明を行い、一定のご理解をいただいていると考えている。
- ・また、施設利用者については、これまで説明はしていないものの、今年の夏まで同プールは利用可能であることから、今後、丁寧に説明していきたいとの答弁がありました。

委員会においては、施設利用者のうち、例年利用している保育園等

の団体に対しては、プールの廃止が今後の団体運営に影響を及ぼすことが懸念されることから、早急に利用団体に対する説明を行うよう要請し、一旦審査を中断しました。

その後の審査においては、理事者から、施設利用者について定期的に利用している保育園や放課後児童クラブなどに対して説明を行った結果、廃止の方向性についてはご理解いただいた。しかしながら、プール廃止後、近隣の学校プール等を活用できないかとのご意見をいただいたことから、今後、教育委員会をはじめとした関係部局と十分協議・調整していきたいとの答弁がありました。

以上、審査経過の概要を申し上げましたが、内容検討の結果、

- ・今回、施設利用者への周知に対する理事者からの説明が不足していたことから、今後施設を廃止する条例を提案する場合は、地域や利用団体に理解を得ていることを十分説明できるようにしてほしい、
- ・プールの廃止に伴い、利用者が不利益をこうむることがないように、廃止後の代替措置については関係部局と十分に連携を取りながら対応してほしい
- ・今回の事案は、行政サテライト機能再編成により、所管部局が変更になったことが影響していたことは理解するものの、理事者においては、当事者意識が十分でなかったことから、原因を分析するとともに組織体制のあり方についてもしっかりと検証してほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第 42 号議案「長崎市営 住宅条例の一部を改正する条例」について

今回の改正は、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、認知症である者等にかかる入居者の収入申告義務を緩和したいのと、高額所得者に対する明け渡し請求にかかる収入の基準を定めたいのと、入居者の資格及び収入超過者の収入の基準を見直そうとするものです。

委員会においては、

- ・ 特定公共賃貸住宅の現在の入居状況、
- ・ 今回の改正に伴い、新しく明け渡し義務の対象となる世帯のうち、特に子育て世帯を特定公共賃貸住宅へ誘導していく考えについてた
だすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定
しました。

最後に、

- ・ 第 6 号議案「平成 29 年度長崎市土地取得特別会計補正予算第 2 号」、
- ・ 第 8 号 議案「平成 29 年度長崎市下水道 事業会計補正予算第 3 号」、
- ・ 第 12 号議案「平成 30 年度長崎市土地取得特別会計予算」、
- ・ 第 18 号議案「平成 30 年度長崎市生活排水事業特別会計予算」、
- ・ 第 39 号議案「長崎市都市公園条例の一部を改正する条例」、
- ・ 第 41 号議案「長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に
関する条例の一部を改正する条例」、
- ・ 第 53 号議案「工事の請負契約の締結について」の以上 7 件について
は、種々内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決すべきものと
決定しました。

建設水道委員会（補正予算第7号・第8号）

第4号議案ほか1件につきまして、建設水道委員会所管部分における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

第4号議案「平成29年度長崎市一般会計補正予算第7号」について、特に、質疑・意見が集中した点をご報告いたします。

土木費において、国庫補助事業の内示減に伴う道路新設改良事業費などの減額補正が計上されております。

委員会においては、

- ・社会資本整備総合交付金について、国への要望額に対する内示率の推移と内示率が低いことに対する見解、
- ・県内他都市の内示の状況についてただすなど、内容を検討しました。

そのほか、土木費におきましては、

- ・大橋町赤迫1号線の拡幅改良にかかる道路新設改良事業費において、JR九州との施行協定金額が大幅に増額することとなった理由、
- ・長崎駅周辺地区にかかる土地区画整理事業費の国庫補助の内示減に伴う予算の減額や九州新幹線西九州ルート建設事業費負担金の繰り越しが事業全体の進捗に与える影響についてただすなど、内容を検討しました。

以上、審査経過の概要を申し上げましたが、その結果、

- ・多くの事業で国庫補助が内示減となっていることから、事業のおくれが生じないためにも、市を挙げて財源確保のために努力してほしい、
- ・市の玄関口である長崎駅及び長崎駅周辺地区の整備については、国、県及びJR九州の事業とも十分に調整を行いながら、市民の期待に応える整備となるよう努めてほしい、
- ・内示減となった事業についても、地権者との協議が整う場合は、土地取得特別会計を用いて先行取得を行い、事業の進捗を図ってほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第57号議案「平成29年度長崎市一般会計補正予算第8号」について

委員会においては、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきもの

と決定しました。

設水道委員会（当初予算）

第9号議案「平成30年度長崎市一般会計予算」のうち、建設水道委員会所管部分における審査の経過並びに結果について、以下、特に質疑・意見が集中した点について、ご報告いたします。

まず、重点プロジェクトについては、まちなかの魅力の顕在化とにぎわいの再生を図るまちぶらプロジェクトを推進するに当たり、地権者や企業、商店街といった民間との連携状況とこれまでの成果についてただしました。

各款の審査においては、まず、総務費において、緑ゆたかなまちづくりを推進するため、緑化の周知・啓発を行う緑化推進費が計上されております。

委員会においては、

- ・私有地緑化にかかる助成を行うみどりのまちづくり事業について、市民への周知方法と申請件数を増やす取り組み、
- ・ながさきグリーンキャンペーンについて、開催場所や日数を変更したことに伴う成果と今後の課題についてただすなど、内容を検討しました。

土木費において、バス空白地域や交通の不便な地域において市民の利便性向上などを図るため、路線バス運行対策費、コミュニティバス運行費及び公共交通空白地域対策費が計上されています。

委員会においては、

- ・路線バス運行対策費において、補助の必要性や効率的な運行を行う考えの有無、
- ・コミュニティバスの運行において、琴海デマンド交通の利便性向上や琴海尾戸線を減便したことの妥当性、
- ・乗合タクシーの運行にかかる周知のあり方についてただすなど、内容を検討しました。

土木費において、市営住宅の計画的な維持修繕を行う既設公営住宅改善事業費及び老朽化した市営住宅を建て替える公営住宅建設事業費が計上されております。

委員会においては、

- ・退去時に市が行う修繕に要する経費
- ・入居者が設置した風呂釜について、次の入居者が再利用できる基準を設置から5年以内とするものの妥当性
- ・今後の長寿命化計画のあり方
- ・市営住宅を建て替える際、PFI等の民間活力を生かすとともに、介護や子育ての機能を有する複合型の施設を建設する考え
- ・建て替えにより発生する余剰地を民間運営の外来者用駐車場として活用する考えについてただすなど、内容を検討しました。

そのほか、土木費におきましては、

- ・行政代執行による除却の対象となる特定空家の要件
- ・新市庁舎周辺道路について、新市庁舎と市民会館の間に横断歩道を増設する考え、

- ・宅地のがけ災害対策費補助金について、第三者への影響の有無にかかわらず補助の対象とする考えの有無、
- ・急傾斜地崩壊対策事業の優先順位の考え方
- ・大黒町恵美須町線整備について、中央郵便局との協議状況と事業の完了時期
- ・稲佐山公園スロープカーについて、施設の耐用年数と運営主体の考え方
- ・公園遊具の整備・更新について、積算根拠と地域住民への意見聴取の有無
- ・住宅リフォームにかかる補助金については、毎年申請件数が多く、経済効果があり、全体として増額されてはいるものの、ながさき住みよ家リフォーム補助金については予算を減額している理由についてたただすなど、内容を検討しました。

以上、審査経過の概要を申し上げましたが、その結果、

- ・土木費の中でさまざまなインフラ整備の予算が計上されているが、多くの事業で国庫補助を受けることから、それぞれの計画におくれが出ないように内示率を高めるためにも、国、県、国会議員と連絡を密にしながら財源確保に取り組んでほしい、
- ・車みち整備事業については、平成30年度予算をもって一旦完了することとなるものの、非常に有用な事業であることから、住民ニーズの掘り起こしと効果の検証を行い、事業の継続について前向きに検討してほしい、
- ・バス空白地域の解消を図る各事業については、効率化の必要性は理

解できるものの、住民説明が不足したままバス路線が減便されることとなったことは残念であることから、代替策については地域住民の意見を十分聞くとともに理解を得ながら進めてほしい、

- ・九州新幹線西九州ルート建設事業費負担金や長崎駅周辺エリアデザイン検討費などの事業は、刻々と状況が変化していることから柔軟に対応しながら事業を推進してほしい、
- ・稲佐山公園スロープカー整備については、費用対効果及び今後の維持管理費などを勘案しながら事業を進めるとともに、運営体制の検討を早急に始めてほしい、
- ・活用可能空き家調査費及び定住促進空き家活用補助金については、民間活用の視点も持ちながら空き家の利活用が進むよう取り組んでほしい、
- ・今回、初の試みとなる行政代執行による空き家の除却については、効果等を十分検証し、今後の事業に生かしてほしい、
- ・ながさき住みよ家リフォーム補助金については、住宅性能向上リフォーム補助金と併せれば増額となっているものの、事業単体では減額となっていることから、平成31年度以降は増額となるよう検討してほしい、
- ・市営住宅の退去時の修繕については、市の負担が大きくなっており、費用を抑えるよう検討してほしい、
- ・公園トイレの新設については、年次的な予算配分を行い、市民ニーズに応えるよう事業の拡大を図ってほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました